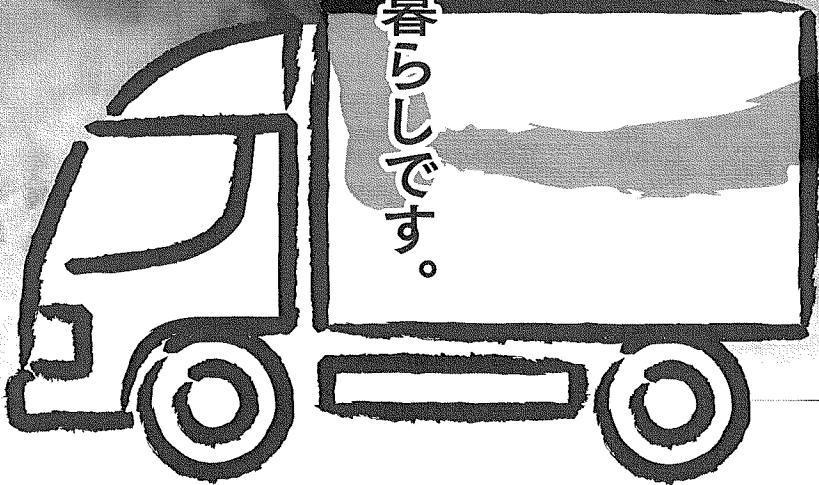


強い意思と思ひやり

積み過ぎない

載せているのは、安全な暮らしです。



過積載状態での走行は、

制動距離が伸びる・カーブで膨らむ・高速走行等でタイヤがバーストする・
車両の横転・荷物の逸脱落下などの重大事故の要因になります。
また、道路に損傷を与え、周辺への騒音や震動を増大させます。
安全な暮らしを乗せている気持ちをもって過積載を防止しましょう。

過積載しない、させない、頼まない

鹿児島県過積載防止対策連絡会議

九州運輸局鹿児島運輸支局・鹿児島県・鹿児島県警察本部・九州地方整備局鹿児島国道事務所・九州地方整備局大隅河川国道事務所
西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所・社団法人鹿児島県トラック協会

平成23年
過積載絶滅運動 10月1日土～31日月

平成23年度過積載絶滅運動実施要綱

鹿児島県過積載防止対策連絡会議

1. 目的

貨物自動車による過積載運行は、交通安全上極めて危険であり、死亡事故等の重大事故等を誘発することとなり、また過積による排気ガス・騒音・振動などにより交通環境を阻害する要因として社会的な問題となっている。

当会議を構成するメンバーは、このような状況に鑑み、重点期間を定めて、貨物輸送に関連する事業者、団体並びに関係機関と緊密な連携のもとに、過積載防止の運動を展開することによって貨物自動車の過積載を絶滅し、輸送の安全、秩序を確立して、交通事故を防止しようとするものである。

2. 期間

平成23年10月1日から平成23年10月31までの1ヶ月間

3. スローガン

「過積載 しない、させない、頼まない」

4. 実施関係団体

鹿児島県、鹿児島県警察本部、九州地方整備局鹿児島国道事務所、
九州地方整備局大隅河川国道事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局、
西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所、
社団法人鹿児島県トラック協会

5. 運動の推進要領

(1) 懸垂幕、ポスターによる周知徹底

ア. 懸垂幕の掲示

実施機関団体傘下の事業所に、過積載絶滅運動の懸垂幕を掲示するよう要請する。

イ. ポスターの掲示

市町村及び実施機関団体傘下の事業所並びに関係荷主団体に対し、ポスターの掲示を依頼し、本運動の啓発を図る。

(2) 文書による協力要請

実施機関団体及び市町村並びに関係荷主団体に対し、協力を要請する。

(3) 関係行政機関及び交通関係団体の機関紙（誌）を通じての広報

関係行政機関及び交通関係団体の協力を得て、その機関紙（誌）を通じて一般に広報する。

(4) 実施機関団体が行う事項

- ア. 鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課
 - а. 市町村及び県交通安全県民運動推進協議会構成機関の団体に運動の周知徹底を図る。
- イ. 鹿児島県土木部道路維持課
 - а. 過積載による違法運行に対する合同街頭取締りを実施する。
- ウ. 鹿児島県警察本部
 - а. 過積載による違法運行に対する街頭取締りを実施する。
 - б. 運転者講習等の機会を利用して、正しい積載を指導する。
- エ. 九州地方整備局鹿児島国道事務所
 - а. 特殊車両の現地指導取締りを所轄署と合同で実施する。(期間中1回を含む合計6回)
 - б. 特殊車両が道路に損傷を与えることに関するチラシ作成・配布
- オ. 九州地方整備局大隅河川国道事務所
 - а. 特殊車両の現地指導取締りを所轄署と合同で実施する。(期間中1回を含む合計4回)
 - б. 特殊車両通行に関する指導取締強化のチラシ作成・配布
 - с. 国道上の電光掲示板に「過積載絶減運動期間中」の表示を行い、ドライバーへの啓発を図る。
- カ. 西日本高速道路（株）九州支社鹿児島高速道路事務所
 - а. 過積載による違法運行に対する高速隊と合同街頭取締りを実施する。
- キ. (社) 鹿児島県トラック協会
 - а. 傘下事業者に運動の周知徹底を図る。
 - б. ポスターを作成し傘下事業者に配付するとともに、懸垂幕の掲示方について指導する。
 - с. 指導員は傘下事業者を巡回し、正しい積載についての指導を行う。
 - д. 支部会、専門部会等において荷主懇談会を開催し、過積載の防止について協力を求める。
 - е. 合同街頭取締りに協力し、ドライバーへの啓発を図る。
 - ф. 「トラックの日」フェスティバルにおける一般への広報を行う。
- ク. 九州運輸局鹿児島運輸支局
 - а. 関係機関合同で過積載による違法運行及び、さし枠の装置等を重点とした不正改造車両の街頭取締りを実施する。
 - б. 事業者の立入監査を実施し、正しい積載について指導する。
 - с. 運行管理者、整備管理者の研修等で過積載の防止について指導する。
 - д. 支局内の電光掲示板に「過積載絶減運動期間中」の表示を行い、来局者への啓発を図る。